

# 九条の樹 56

2015年7月



東久留米「九条の会」ニュース

発行：東久留米「九条の会」

代表者 古田足日・連絡先 鈴木Tel.042-473-9489

http://members3.jcom.home.ne.jp/higashikurume9/

メール：higashikurume9@jcom.home.ne.jp

## 日本国憲法 第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

# 「戦争はダメ」の声大きく

(東久留米「九条の会」事務局)

## 市議会でも論議

東久留米「九条の会」は6月定例市議会に「戦争法反対の意見書提出を求める請願」を出しました。

今、国会にかけられている「安保法制」(戦争法)は憲法9条を変えるのと同じ事になると考えたからです。

結果は自民、公明、維新などが反対、2票差で不採択でした。あらためてこの法案のそもそもの考え方が大切だと思います。

## アメリカのための法律

安倍首相は今年4月29日にアメリカ議会でも演説し、この法律を「夏までに実現する」と公約

しています。首相は、法案は「国民の生命財産を守るため」と言いますが全くむなし言葉に感じられます。

同じく今年4月27日には、法案準備と共に進められてきた日米軍事協力の指針(ガイドライン)が決定しました。

日米の軍事作戦や、自衛隊の米軍支援など様々な事態を上げていますが、これまでの憲法解釈や、法律では、対応できないため、「戦争法」が必要になったのです。新ガイドラインの特徴は、

①集団的自衛権行使が前提となっている(専守防衛からの逸脱)。

②事実上、自衛隊が米軍の指揮

下に入る。

③戦争が起こる前から、戦争計画を立案しておく。その結果、米側の軍事支援の協力要請を日本は断ることができない(湾岸戦争のときは憲法9条を理由に断った)、などです。

## 一人の声を集めましょう

東久留米「九条の会」は多くの市民が「戦争はダメ」の一点で、広範な広がりを作りたいと考えています。一人の市民が声を出すことがとても大事ではないでしょうか。今後も集会、学習会、市民パレードなどを企画します。皆さんの知恵と力をお貸しください。



# 東久留米「九条の会」10周年のつどい開かれる

—5月から8月までを「山場月間」に—

6月27日(土)に東久留米生涯学習センター(まろにえホール)で、東久留米「九条の会」10周年のつどいが、約380人の来場者で、開催されました。

暴行事件をきっかけに、平和な沖繩を目指し、歌い始めました。澄んだ歌声は遠く沖繩の海を連想させ、辺野古の新基地計画への強い怒りが感じられます。

次に「東久留米の教科書採択と9条」と題して、元中学教員の清水希悦さんから訴えがありました。

中学校の教科書の採択が、東久留米では8月11日の教育委員会の場で最終的に決定されます。そこにむけての取り組みを含めてお話しされました。



オープニングには、「カーミーズ」の歌と演奏。カーミーズは、沖繩出身のファミリアーバンドで、1995年米兵による少女

り、どうしてもこの教科書は採択してほしくないという思いでいます。

戦前の教育は、天皇陛下万歳と言って死んでいく少国民を育てるための、忠君愛国を最高道徳とする教育勅語が指導理念でした。戦後の教育はその否定から始まります。

戦後の教育の指導理念は、新憲法と教育基本法。国民主権、平和主義、基本的人権、民主主義、個人の尊厳などでした。



しかし、教科書検定や、教育基本法の改定、今年になって首長による教育長の任命と総合教育会議を設置して「大綱」を設定することで、首長の意向と一体化した教育行政の推進など、政治権力から独立して始まった戦後の教育が行政の支配下に徐々になりつつあります。—

今後の取り組みとして、①教科書見本をみて、教育委員会や教育委員に教科書採択への意見を手紙で知らせるなど、教育委員の方々へ働きかけることは重要です。②8月11日の教育委員会会の傍聴をすること。③学習会などへの参加。④各種宣伝物の地域配布などで、育鵬社、自由社の教科書の中身をたくさんの人に知らせることなど提案がありました。

休憩の後、小森陽一さんの講演へと続きました。

「ほとんどの憲法学者が違憲だという『安保法制』、6・4憲法審査会で、与党が招致した人

も含め3人の憲法学者が違憲と判断したことにより、潮目が変わったこと。そしてメディアをたたいたことで、メディアも黙ってはいられなくなりましたこと。いま憲法学者が200人、様々な分野の学者が6000人、この国において良識ある人々は皆、今の安全保障法制は憲法違反の違憲立法であると判断しています。世論の多数もそうです。ですからこれをもう一歩二歩、このまま強行採決したら自分たちの政治生命はないというふうに、自民党公明党の国会議員たちにひしひしと思わせるところまで、持つて行くかどうかこれがこれからの要です。」と話されました。

具体的な取り組みとして、「九条の会事務局からの訴えと提案」として文章になっていますので、抜粋して掲載します。

—安倍政権の戦争する国づくりを阻むには、戦争立法を何としても阻止しなければなりません。

ん。  
そのためには、法案強行を許さない草の根からの圧倒的世論と、法案の危険な中味を徹底して追及しその成立を阻止するための国会内外での行動の連携が不可欠です。



- 1 戦争立法反対、改憲阻止の一点で、保革を越えて広範な人々が、全国各地で声をあげ可能な行動を起こすこと。
- 2 国会議員一人一人への働きかけをさまざまな形で強め、「戦争立法には反対」の多数派をつくること。

3 マスメディアが法案の本質、国民の声をきちんと報道するよう働きかけること。  
具体的には、

- ①法案が国会に提出される5月から8月までを「山場月間」に設定し、会の全力をあげて、会独自あるいは共同して可能なあらゆる行動に、創意をこらして取り組みましょう。
- ②戦争立法の危険性はまだまだ、国民の中に届いていません。創意をこらした宣伝行動が何よりも急がれます。
- ③署名を持って地域の中に入り、地域の人々と話しあいましょう。
- ④自分たちの地域・分野で、これまでの発想を大きく越えてさまざまな立場、分野の人々の名を連ねて、戦争立法反対、改憲反対の共同声明を出しましょう。署名と一緒に運動への参加を訴えましょう。
- ⑤すべての国会議員に対し、地元の事務所を直接訪れて戦争立法の危険性を訴え、反対の意思

表示をするよう働きかけましょう。

- ⑥いま全国では、戦争立法に反対するさまざまな共同が広がっています。これらの動きと連携を強めつつ自分の地域で共同の集会・共同の行動をつくるために、働きかけを強めましょう。
- ⑦ブロックや都道府県、地域毎の交流を強めましょう。これから夏にかけて、憲法の正念場です。全力をあげて戦争立法阻止のために頑張りましょう。—



資料

東久留米教育委員会  
〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1  
教育長 直原 裕  
委員 尾関 謙一郎  
委員 松本 誠一  
委員 名取 はにわ  
委員 細川 雅代



## 戦争体験記

## 戦争だけはごめんだ

—日本国憲法は痛苦の国民的体験からの真実の叫び—

諏訪 勝久(小山)

子どものとき、戦争がありました。東京の神田小川町に住んでいました。毎晩のように空襲があり、祖父が家の屋根に落ちた焼夷弾を、トビ口(くち)で雪に埋めて消したこともありました。

家の前にも中にも防空壕を掘りましたが、安全ではなく、「空襲警報発令」のサイレンが鳴ると、私たち母子は駿河台の中央大学の地下まで避難しました。ある晩、真っ暗闇のなかを大学に向かっていた私たちは、道端に掘削中の防空壕に落ちてしまい、母は棒くいに頭を強打し、日大病院に運ばれました。戦争が終わってもしばらく、母は床

から離れることが出来ませんでした。

食べるものがなく、九段の食糧営団の倉庫に爆弾が落ちたときは、焼け跡から焦げたトウモロコシの粒を掘ってきて食べました。洗っても洗っても臭いが落ちないので、鼻をつまんで食べました。弟は、手足は痩せているのに、お腹だけポッコリふくらんでいました。アフリカの難民の子と同じでした。

小川町の交差点から見ると、日比谷まで何もない焼野原でした。焼け跡にはきれいなビー玉が落ちていました。ビルの窓ガラスが爆弾の熱で溶けて玉になっていたのです。私たちの街や中央大学などが焼け残ったのは、近くのロシア正教・ニコライ堂が爆撃目標から外されたからだ、と後で知りました。

三人の叔父は、兵隊として、中国、マレーシア、ベトナムに出兵、一人はBC級戦犯とされたため、戦後、帰国が遅れました。「戦争だけはごめんだ」と

いうのは、痛苦の国民的体験からの真実の叫びです。それが日本国憲法に結実したのです。

しかし、戦争はひとりでは起きません。金儲けのために戦争を企てる者たちがいます。先の戦争では四大銀行と財閥が空前の大儲けをしました。いまは、原発を売る大企業、兵器を造る大企業をはじめ、安倍政権を支える多国籍企業がその役割を担っています。

戦争法案反対——私たちががんばりどきです。

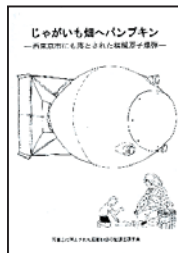


## カンパのお礼

東久留米「九条の会」10周年のつどいには、多数のご参加とともに、大勢の方からカンパが寄せられました。九条の会の運営、活動に、また一部を「辺野古基金」へと充てさせていただきます。ありがとうございます。

## 《平和を考える本》

『じゃがいも畑へパンプキン』  
(西東京に落とされた模擬原爆の記録を残す会・発行)



一九四五年八月、広島と長崎に原子爆弾が落とされたのは、六日と九日だった。

その直前に、本物の原爆を確実に投下・爆発させるための投下訓練用として、核物質は未使用だが本物そっくりな模擬原子爆弾が製造された。

長崎で投下された原子爆弾(ファットマン)と同形・同重量に作られたこの爆弾は、黄色に塗装された球体でパンプキンと呼ばれ、七月二〇日から降伏前日の八月一四日まで、日本各地で計四九発投下された。死傷者は一二〇〇名を超えた。

八月九日、ファットマンを搭載して長崎に向かったB29は、七月二九日に西東京市にパンプキンを落としたのと、正に同一機だったといわれる。

(高田)